

## 公益社団法人石川県医薬品登録販売者協会報酬等の支給の基準

### (総則)

第1条 公益社団法人石川県医薬品登録販売者協会定款第26条のただし書に定める報酬等の支給に関しては、この支給基準の定めるところによる。

### (報酬)

第2条 理事及び監事は無報酬とする。

### (費用弁償)

第3条 役員に対する費用として、旅費（宿泊費を含む。）、交通費及びその他の職務を行うために要する費用を支給する。

2 役員の旅費、交通費及びその他の職務を行うために要した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (旅費の支給基準)

第4条 公益社団法人石川県医薬品登録販売者協会（以下「この法人」という。）の用務により、この法人の役員が出張した場合には、旅費を支払う。

2 役職員等以外の者が、この法人の依頼又は要求に応じ、公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会の用務を補助するため、出張した場合には、その者に対して旅費を支払う。

3 旅費は、公共交通機関利用代金に準じて支払う。

### 附則

この支給基準は、公益社団法人石川県医薬品登録販売者協会の設立の登記の日から施行する。